

## 神戸市道路公社の工事請負契約等に係る最低制限価格の算出方法について

平成 25 年 10 月 1 日 理事長決定  
最終改正 令和 6 年 2 月 2 9 日  
(遡及適用 令和 5 年 4 月 1 日)

工事請負契約及び建設コンサルタント業務等に係る契約に関して、神戸市道路公社会計規程第 75 条の規定により、最低制限価格を設ける場合の算出方法は、以下のとおりとする。

### I 工事請負契約の場合

- 1 予定価格算出の基礎となった下記に掲げる額の合計額を算出する。ただし、その額が設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。
  - ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- 2 1 で算出した額の 100 円未満を切り捨てた額を最低制限価格とする。(消費税等は別途とする。)
- 3 工事内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格の 3 分の 2 を下らない範囲内でその都度算出するものとする。

### II 建設コンサルタント業務等の場合

- 1 次の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。

ただし、測量業務に係る契約については、その額が、設計金額に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.2 を乗じて得た額とし、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

地質調査業務に係る契約については、その額が、設計金額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

測量・地質調査業務以外に係る契約については、その額が、設計金額に 10 分の 8 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8 を乗じて得た額とし、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

2 1で算出した額の100円未満を切り捨てた額を最低制限価格とする。(消費税等は別途とする。)

3 業種区分が上記にない場合は、「建築関係の建設コンサルタント業務」または「土木関係の建設コンサルタント業務」に準じて算出するものとする。その他、業務内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格の3分の2を下らない範囲内でその都度算出するものとする。